

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年7月14日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第2200080号

厚生局事案番号：関東信越（東京）（厚）第2200053号

第1 結論

請求者のA社における平成27年12月21日の標準賞与額を27万5,000円に訂正することが必要である。

平成27年12月21日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年12月21日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和59年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：平成27年12月21日

請求期間に支給された賞与について、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっているが、厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の事業主が、年金事務所に対し令和3年11月19日に提出した「事業主からの自主的な申出にかかる「申出者リスト」」（以下「申出者リスト」という。）及び平成27年12月度賞与明細（以下「賞与明細書」という。）により、請求者は、請求期間に同社から28万5,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に基づく標準賞与額より低い標準賞与額27万5,000円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、申出者リスト及び賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、27万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、平成 27 年 12 月 21 日の賞与について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 3 年 8 月 19 日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 27 年 12 月 21 日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2200143 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2200054 号

第1 結論

請求者のA社における平成24年5月25日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成24年5月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年5月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和39年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成24年5月25日

厚生年金保険の記録によると、A社から請求期間に支払われた賞与について、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された2011年度業績報酬に係る明細書並びにA社から提出された請求者の請求期間に係る平成24年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳、業績報酬支払計算書及び振込受付明細表により、請求者は、平成24年5月25日に同社から300万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額150万円（上限額）に基づく厚生年金保険料（12万3,090円）を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成24年5月25日の賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年7月22日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成24年5月25日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。